

26産科技第121-18号  
平成26年6月2日

(株)中部EEN  
代表取締役 衣笠 貢司 様

愛知県知事 大村 秀章



平成26年度新あいち創造研究開発補助金の交付決定について（通知）

平成26年5月30日付けの申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）第4条の規定によって、下記のとおり決定します。

記

1 事業の名称

トンネル壁面変状の走行自動撮影システムに関する研究開発

2 補助金額

金  円

3 補助条件

- (1) 補助金の交付対象となる事業及びその内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対する補助金の額の区分は、平成26年5月30日付けで申請のあった平成26年度新あいち創造研究開発補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者及び補助事業者と連携して事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）、規則及び新あいち創造研究開発補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。

担 当 産業労働部産業科学技術課  
技術振興第二グループ（都筑、加藤）  
電 話 052-954-6370（ダイヤルイン）  
FAX 052-954-6977